

電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案について

平成19年1月19日
商務流通 G 消費経済部
製品安全課

1. 改正理由及び改正概要

(1) シュレッダー

本年3月及び7月に、一般家庭においてシュレッダー（電気用品名「文書細断機」。以下「文書細断機」という。）の文書投入口に幼児が誤って手を入れ、指を切断した大変痛ましい事故が発生した。その後の調査の結果、1983年から2006年までの間に、この他にも文書細断機による事故が全国で合計49件発生していたことが明らかになり、文章細断機による事故の発生又は拡大を防止するための措置を早急に講じる必要が生じたため、今般、技術基準の改正を行うこととした。

現在、文書細断機の構造について要求されている技術基準は、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第八（令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具）1. 共通事項の（2）ナに規定された「適当な保護わく又は保護網の取り付け」のみである。さらに、取り付けられた保護わく又は保護網の試験を行う場合に使用される試験指は、成人の指を想定して設計されたものであり、幼児の指の大きさを想定した設計とはなっていなかった。

そのため、文書細断機の個別事項の技術基準を改正し、文書細断機の構造についての要求事項を個別に設け、試験指等による試験の方法、安全インターロックスイッチの操作の制限その他の追加要求事項について定めることとする。

(2) 電気ストーブのリモコン

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の事故情報収集制度において、リモコン付き電気ストーブが、他の製品（テレビ、ビデオ等）のリモコンの操作によって誤作動するとの報告が複数なされており、NITEの試買テストにおいても、一部の製品について誤作動が確認されたところである。

電気ストーブは、誤作動によって意図せず電源が入ることにより、火災等の事故が生じる危険性の極めて高い製品であると考えられることから、今般、電気ストーブの技術基準について改正し、一部の特殊な構造を除き、リモコンによる電源のON操作を禁止する規定を追加することとしたい。

2. 改正内容

(1) シュレッダー

現行の技術基準を改正し、文書細断機の構造に関する追加要求事項として以下の項目を追加する。

- 注意表示の要求（別表第八 2(70の3) イ構造 (イ) a～e)

家庭で使用される可能性のある文書細断機における事故を防ぐため、文書投入口の近傍に、以下の使用上の注意事項を分かりやすい方法で表示することを要求する。

- ・ 子供が使用すると怪我をするおそれがあること
- ・ 文書投入口に手、衣類、髪の毛などが触れると引き込まれて怪我をするおそれがあること
- ・ 整流子電動機を内蔵した製品については、構造上、作動中に小さい火花が出る可能性があるため、可燃性ガスを噴射すると引火、爆発のおそれがあること

●安全インターロックスイッチの操作の制限（同（ロ））

使用者に対する傷害等の危害の発生を防止するために作動する安全インターロック（細断くずを取るために文書細断機の扉を開けたときに自動的に細断機構（カッター刃等）の回転が停止する仕組み等）については、例えば、そのスイッチ等を使用者が容易に操作することができ、意図的にその作動の解除等ができてしまうと、安全インターロックによる危害の発生の防止措置を講ずることの意味がなくなってしまうため、子供を含む一般の使用者の手や指が届くところに安全インターロックのスイッチ等を設置しないようにすることを要求する（子供の指を想定した試験指が届く範囲にスイッチ等がないようにする）。

●電源遮断スイッチの設置の要求（同（ハ））

文書投入口に誤って衣類等が引き込まれた場合、傷害等の危害が生じる前に、使用者がすぐに電源を遮断することのできるスイッチを設置することを要求する。

●危険な可動部に対する試験用プローブによる試験の要求（同（ニ） a～b）

誤って幼児が文書投入口に指を入れたり、文書投入口から細断機構まで容易に指が届いたりすることがないように、幼児の指の大きさも考慮して設計された試験指を用いて、文書投入口等に対する安全性の確認のための試験を行うことを要求する。

（2）電気ストーブのリモコン

現行の電気ストーブの技術基準を改正し、追加要求事項として以下の項目を追加する。

●リモコンによる電源のON操作の禁止（別表第八2(1)イ構造（ハ）a）

赤熱する発熱体が外部から見える構造の電気ストーブについては、使用を意図していない状態（例えば、可燃物が電気ストーブに被さっている状態等）において、誤作動によって勝手に電源が入ることによる火災等の事故の発生を防ぐことを目的として、無線式リモコンによる電源ON（電源回路の閉路）の操作ができないものとするを要求するもの。

ただし、ON操作以外の操作（強弱の調整、OFF操作等）については、仮に誤作動が起こった場合でも、当該電気ストーブを使用中であることを消費者は認識していることから、火災等の発生に繋がるリスクは極めて低いと考えられるた

め、リモコンでの操作は制限しない。

高所取付け形のもの（主に寒冷地等で天井等に埋め込まれて使用されるもの）については、電気ストーブの周辺に意図せず偶然に可燃物が存在していることは想定できず、誤作動によって意図せず電源が入ることがあっても火災等が生ずるおそれは極めて低いことから、対象から除外することとする。

（3）その他

「洗濯物折畳み機械」について、電気用品安全法施行令において規定されている名称と不整合が生じていたため、表現を統一するための修正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

パブリックコメント：1月下旬から2月下旬

WTO/TBT 通報：2月下旬から4月下旬

公布日：5月1日

施行日：8月1日